

27長寿第68792号  
平成28年1月20日

各介護保険事業者等管理者 殿

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
( 公 印 省 略 )

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について

日頃、本県の介護保険行政に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、標記につきまして、厚生労働省健康局長より通知がありましたのでお知らせします。新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく特定接種に関して、別紙1のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号）の一部改正が告示されました。

また、別紙2のとおり、医療の提供の業務を行う事業者の登録に加えて、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録について、規定するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の登録に関する規程（平成28年厚生労働省告示第2号）が併せて告示されたところです。

さらに、別紙3のとおり、登録手続きの具体的運用等を定めた特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要綱が定められたのでお知らせします。

なお、添付書類につきましては、「かがわ介護保険情報ネット」「事業所支援情報」「リスクマネジメント」「感染症」に掲載しております。

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/jigyosya/risk-management/index.html>

別紙1 厚生労働省告示第1号

別紙2 厚生労働省告示第2号

別紙3 特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要綱

香川県健康福祉部長寿社会対策課

施設サービスグループ

在宅サービスグループ

TEL: 087-832-3268

087-832-3274